

京丹波町

第2次

男女共同 参画計画



京丹波町

はじめに

本町では、だれもが、互いにその人権を尊重し、性別に関わらずあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、平成19年度（2007年度）を初年度とする「京丹波町男女共同参画計画（平成19年度～平成28年度版）」を策定し、これまで様々な施策を推進してまいりました。



しかし、少子高齢化の進行をはじめ、働き方の多様化や家族形態の変化、更には、地域社会の変化や貧困問題、配偶者からの暴力問題が顕在化するなど、新たな課題への対応が必要となってまいりました。

このような社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間を計画期間とする「京丹波町第2次男女共同参画計画」を策定いたしました。

男女共同参画社会は、職場や地域、家庭などあらゆる分野において、多くの皆様とともに力をあわせて取り組みを進めていくことが必要でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、ご尽力賜りました京丹波町男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップ、関係団体懇談会等にご参加いただきました皆様、また、様々な立場や視点からご意見、ご提言をいただきました町民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

京丹波町長

寺尾豊爾

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	4
4. 計画の策定体制	4
5. 計画策定の背景	5
6. 京丹波町の現状	6
第2章 計画の基本的な考え方	11
1. 基本理念	13
2. 基本目標	13
第3章 施策の展開	17
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	19
重点課題1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	19
重点課題2 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実	26
基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる地域づくり	24
重点課題1 あらゆる暴力を許さないまちづくり	24
重点課題2 生涯を通じた男女の健康支援	26
重点課題3 防災分野における男女共同参画の推進	28
重点課題4 支援を必要とする男女が安心して暮らせる環境整備	29
基本目標Ⅲ 男女の活躍を推進する基盤づくり	30
重点課題1 多様なライフスタイルに対応した子育てと介護の環境づくり	30
重点課題2 職場における男女共同参画の推進	32
重点課題3 家庭・地域における男女共同参画の推進	34
基本目標Ⅳ あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	36
重点課題1 政策・方針決定の場への女性の参画の推進	36
重点課題2 働く女性の活躍支援	38

第4章 計画の推進に向けて	39
1. 計画の推進体制.....	41
2. 計画の進行管理.....	41
資料編.....	43
1. 京丹波町男女共同参画推進委員会.....	45
• 京丹波町男女共同参画推進委員会設置要綱.....	45
• 京丹波町男女共同参画推進委員会委員名簿.....	46
• 京丹波町男女共同参画計画策定経過.....	47
2. 計画の策定体制について	48
• 住民アンケート調査結果	48
• ワークショップのまとめ	56
• 団体懇談会のまとめ.....	62
• 「京丹波町男女共同参画計画」の取り組み状況	67
3. 男女共同参画社会基本法	73
4. 世界、国、京都府の動き（年表）	78
5. 用語集.....	80

第1章 計画の策定にあたって

用語集に記載の用語は、本文中の最初に出てくる箇所の右上に※印をつけています。

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化が進行し、人口減少社会に入ったわが国が、今後も活力を維持し力強く発展していくために、男女共同参画社会の実現は、喫緊に取り組むべき最重要課題となっています。

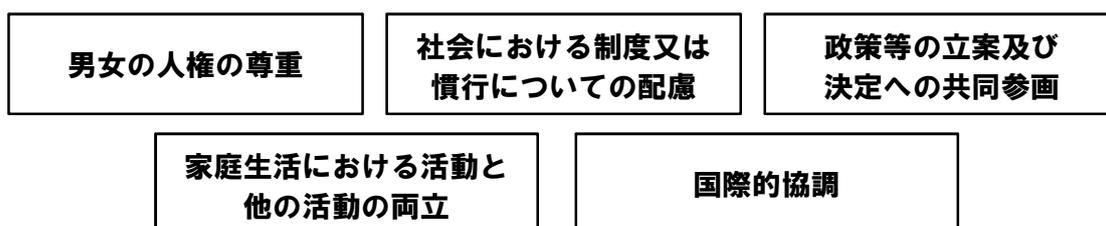
国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 15 年には「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるように期待する」との目標（以下、「2020 年 30%の目標」という）を設定、平成 27 年には「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定する等、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに努めています。平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※（以下、「女性活躍推進法」という）」が制定され、自らの意思によって、女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍の必要性が高まっています。

京丹波町においても、平成 19 年に「京丹波町男女共同参画計画」を策定し、「男女が互いに支えあい 生き生きとすごせるまち 京丹波」を基本理念に掲げ、広報・啓発活動の強化や相談体制の整備など、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に取り組んできました。男女共同参画に関する意識や慣行には一定の変化がみられる一方、性別による固定的な役割分担意識や慣習はいまだ根強く、世帯構造や女性のライフスタイルの変化に伴う子育て・介護への対応や、男性の家庭や地域活動への参画の障壁となる長時間労働や周囲の理解不足など、様々な課題が存在している現状があります。

本計画は、「京丹波町男女共同参画計画」の計画期間満了に伴い、男女共同参画をめぐる国・京都府の動きや、社会経済情勢の変化などを踏まえ、本町における状況を勘案し、必要な見直しを行うことにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・体系的に推進し、世代を超えた男女の理解のもと、課題の解決を図るため「京丹波町第 2 次男女共同参画計画」を策定するものです。

[男女共同参画社会とは]

- 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第 2 条）
- 男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための基本理念として、以下の 5 つの柱を掲げています。



- 仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現するため、行政と国民が一体となった取り組みが重要です。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として、京丹波町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画となります。

本計画の策定にあたっては、「京丹波町総合計画」を上位計画とし、関連計画との整合を図るとともに、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「京都府男女共同参画基本計画・K Y Oのあけぼのプラン（第3次）」を勘案します。

また、本計画の「基本目標Ⅱ／重点課題1／③配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に向けた環境づくり」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置づけます。

さらに、本計画の「基本目標Ⅲ 男女の活躍を推進する基盤づくり」「基本目標Ⅳ あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置づけます。

3. 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。ただし、国の推進する「2020 年 30%の目標」や社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じた見直しを図ります。

4. 計画の策定体制

本計画は、円滑な推進を図るために設置された「京丹波町男女共同参画推進委員会」（町民等で構成）を中心に、アンケート調査や関係団体へのヒアリング調査等による町民のニーズを踏まえ策定しました。

（1）京丹波町男女共同参画推進委員会

町議会議員、教育、福祉、地域、人権、農業、国際、企業関係者（10 名）による「京丹波町男女共同参画推進委員会」において、審議を行いました。

（2）男女共同参画社会をめざす住民アンケート（資料編：48 頁参照）

町民のニーズや課題を把握するため、18 歳以上 3,000 人を無作為抽出した住民アンケートを実施しました。

（3）住民ワークショップ*（資料編：56 頁参照）

町民、町職員（24 名）を対象に、現状や問題点の把握とともに、課題解決に向けて取り組むべきことについて意見を頂きました。

（4）関係団体アンケート及び懇談会（資料編：62 頁参照）

京丹波町で活動する団体・企業に対し、アンケート調査（17 団体）とともに、参加可能な団体・企業についてはヒアリング調査（13 団体）を実施しました。

（5）パブリックコメント

平成 29 年 2 月 16 日～平成 29 年 3 月 2 日の期間、計画素案の公表及び意見募集を実施しました。

5. 計画策定の背景

①世界の動き

男女共同参画のより一層の推進に向けて、世界では、平成 23 年に世界、地域、国レベルでのジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*に向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たす「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）」が正式に発足しました。

また、第 56 回（平成 24 年）、第 58 回（平成 26 年）国連婦人の地位委員会においては、防災・復興におけるジェンダー視点が重要であることを強調した日本提案による「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採決されました。

②国の動き

国では、平成 25 年に「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられるとともに、関連法令や各種制度の整備が進んでいます。平成 19 年には、仕事と生活の双方の調和の実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、社会全体に向けた取り組みの輪の拡大を推進しています。平成 27 年には働く場面における女性の思いを実現するための「女性活躍推進法」が成立、平成 28 年には「育児・介護休業法*」が改正されるなど、仕事と家庭が両立できる社会をめざした雇用環境の整備により、あらゆる分野における女性の活躍の推進を図っています。

また、男女がともに安心・安全な暮らしを実現するため、平成 25 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者まで対象が拡大されるなど、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが推進されています。

平成 27 年には、平成 32 年度末までに実施する施策の基本的な方向性と具体的な取り組みをまとめた「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

③京都府の動き

京都府では国の流れを踏まえ、平成 23 年に開設した「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」を拠点とし、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度などにより、仕事と生活の両立支援策の促進や、府民への啓発活動を行っています。平成 27 年には京都における女性の活躍を加速化させるための推進組織「輝く女性応援京都会議」の発足、平成 28 年には「女性活躍推進法」に基づく「京都女性活躍応援計画」が策定されました。

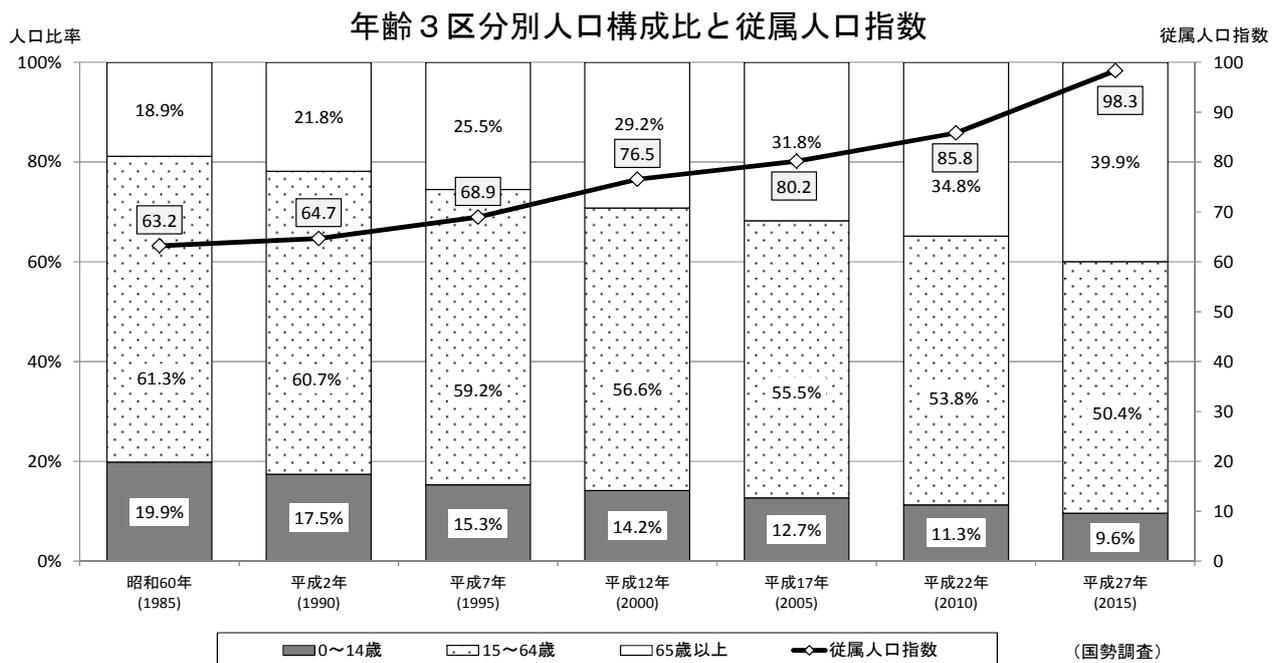
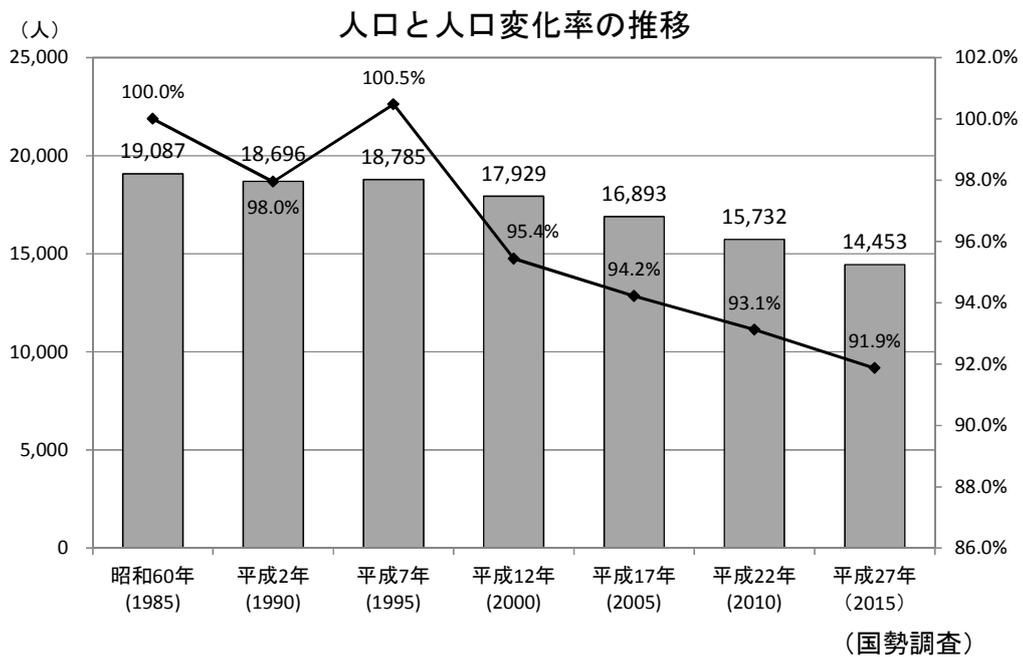
また、平成 23 年度～平成 32 年度までを計画期間とする「KYOのあけぼのプラン（第 3 次）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していますが、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、中間年となる平成 27 年度に見直しを行い、平成 28 年度～平成 32 年度を計画期間とする後期施策を策定しています。

6. 京丹波町の現状

①人口の状況

○総人口は緩やかな減少傾向となっており、昭和60年から4,634人減少し、平成27年には14,453人となっています。

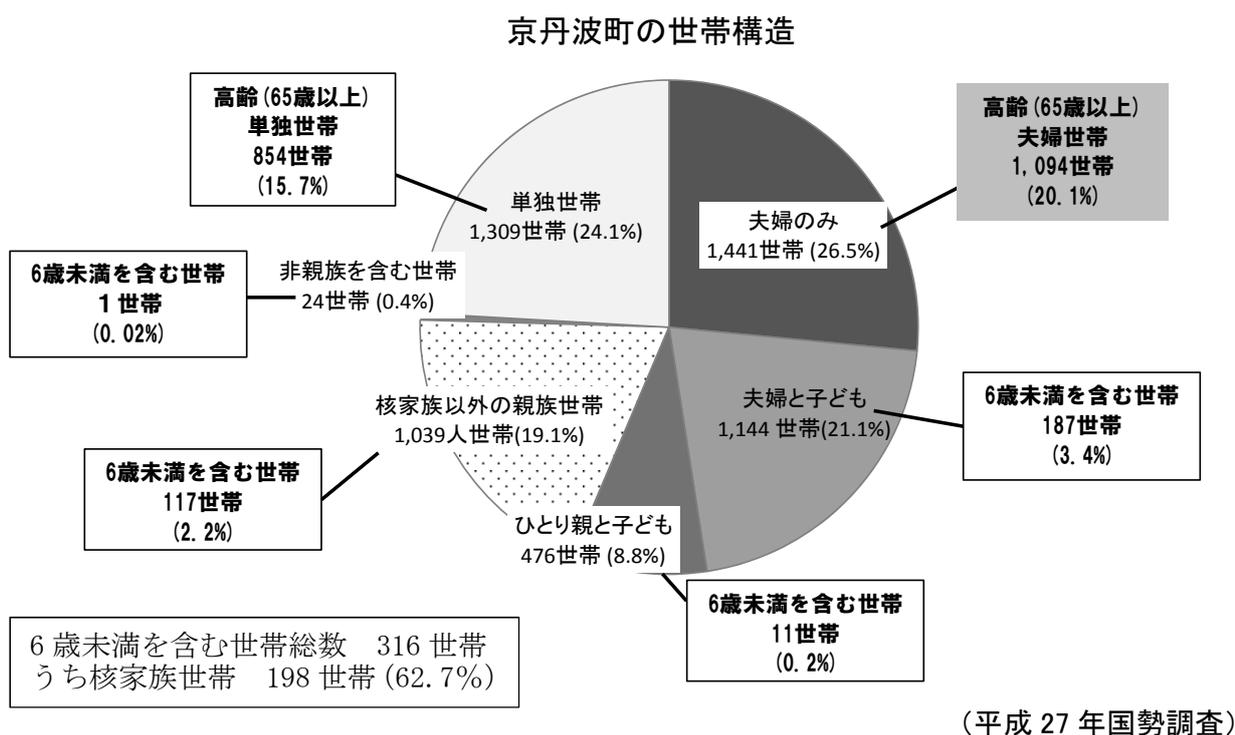
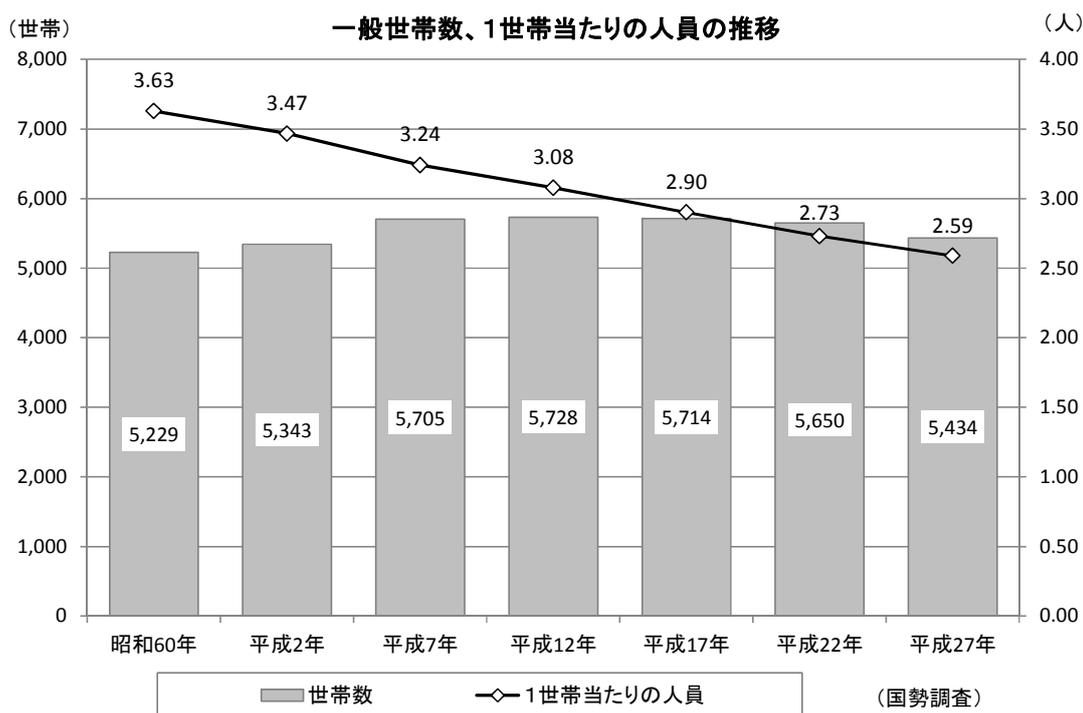
○人口構成比をみると、老年人口が平成27年には39.9%と30年間で21ポイント増加している一方、年少人口は平成27年に9.6%と30年間で10.3ポイント減少しており、少子高齢化が進行していることがわかります。



*従属人口指数とは、生産年齢人口(15~64歳)に対する年少人口(0~14歳)、老年人口(65歳以上)の合計の比率で、働き手である生産年齢人口100人が年少人口と老年人口を何人支えているかを示すものです。

②世帯の状況

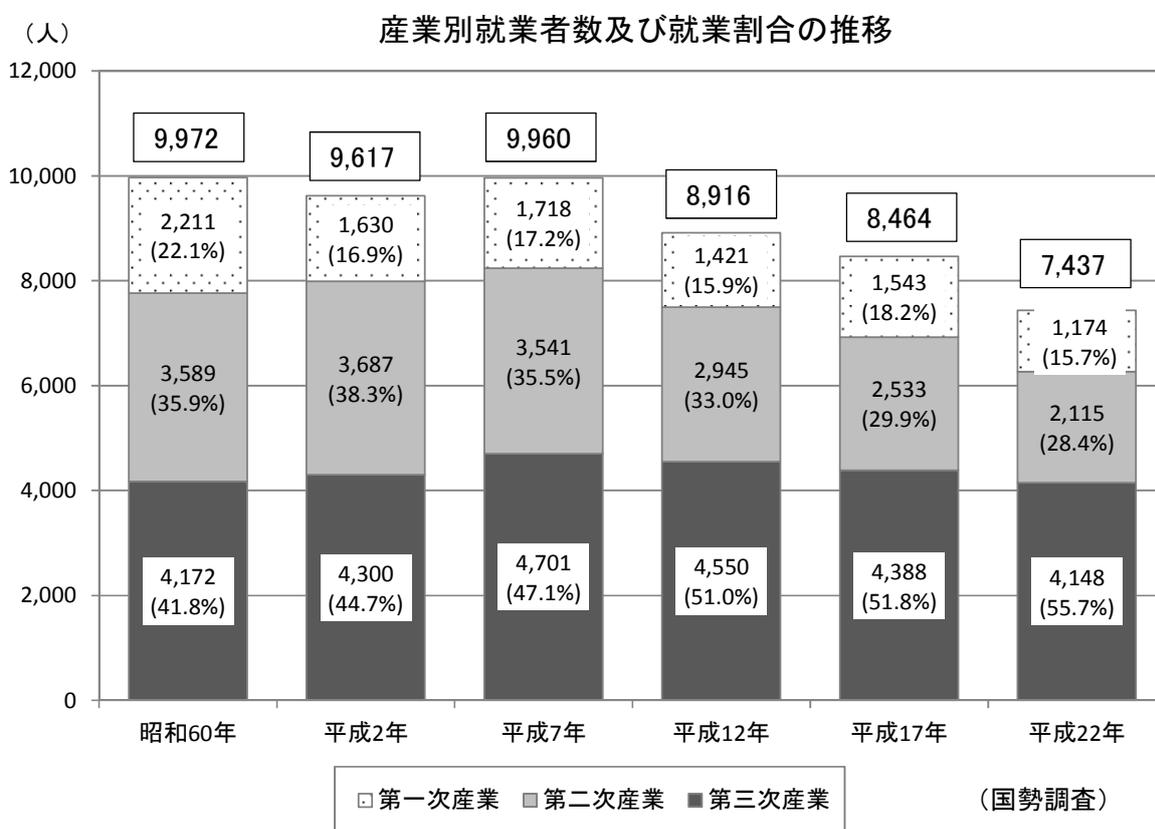
- 一般世帯数の推移をみると、昭和 60 年の5,229 世帯から増加傾向で推移した後、平成 12 年の5,728 世帯をピークに近年は緩やかな減少傾向となっています。
- 1 世帯あたりの人員は昭和 60 年の3.63 人から一貫して減少しており、平成 27 年には 2.59 人となり、世帯規模の縮小が進行しています。
- 京丹波町の世帯構造をみると、6 歳未満を含む世帯の6 割以上は核家族世帯となっています。また、一般世帯のうち、高齢（65 歳以上）夫婦世帯は 20.1 %、高齢単身世帯は 15.7 %となっています。



③就業の状況

*就業状況に関する平成27国勢調査結果は、平成29年4月以降公表予定のため、最新データとして平成22年国勢調査結果を使用。

- 京丹波町の就業者数の推移をみると、近年では平成7年の9,960人をピークに減少しており、平成22年には7,437人となっています。
- 産業別にみると第一次産業、第二次産業従事者は減少傾向で推移していますが、第三次産業従事者はほぼ横ばいとなっています。
- 京丹波町における平成22年の女性の労働力率は、15～19歳を除いたすべての年代で、国・府と比べて高くなっています。30～34歳で一旦下がるものの、10年前（平成12年）と比べM字カーブ※は緩やかになっていることがわかります。
- 近年の京丹波町職員における女性管理職数は、平成21年の8人が最も多く、平成24年以降は6人で横ばいとなっています。

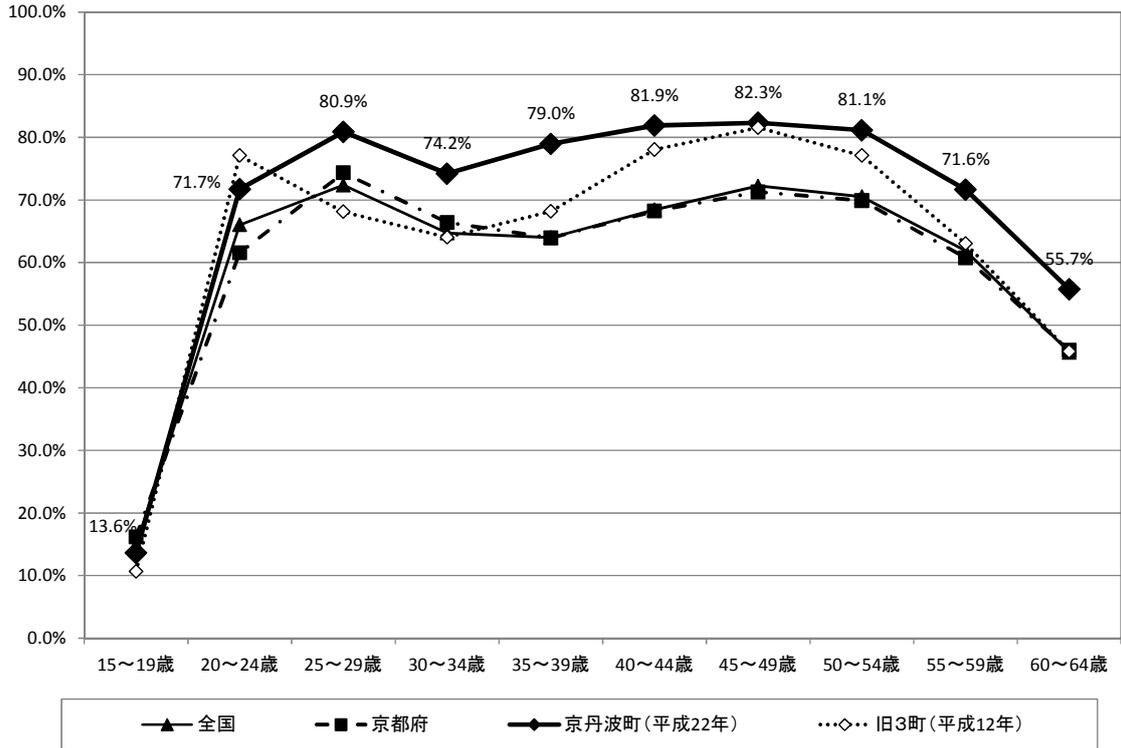


*第一次産業とは、農業、林業、水産業。自然から直接資源を採取する産業。

*第二次産業とは、鉱工業・製造業・建設業等。自然から採取した資源を加工する産業。

*第三次産業とは、金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業等。目に見えないサービスや情報等の生産を行う産業。

女性の労働力率



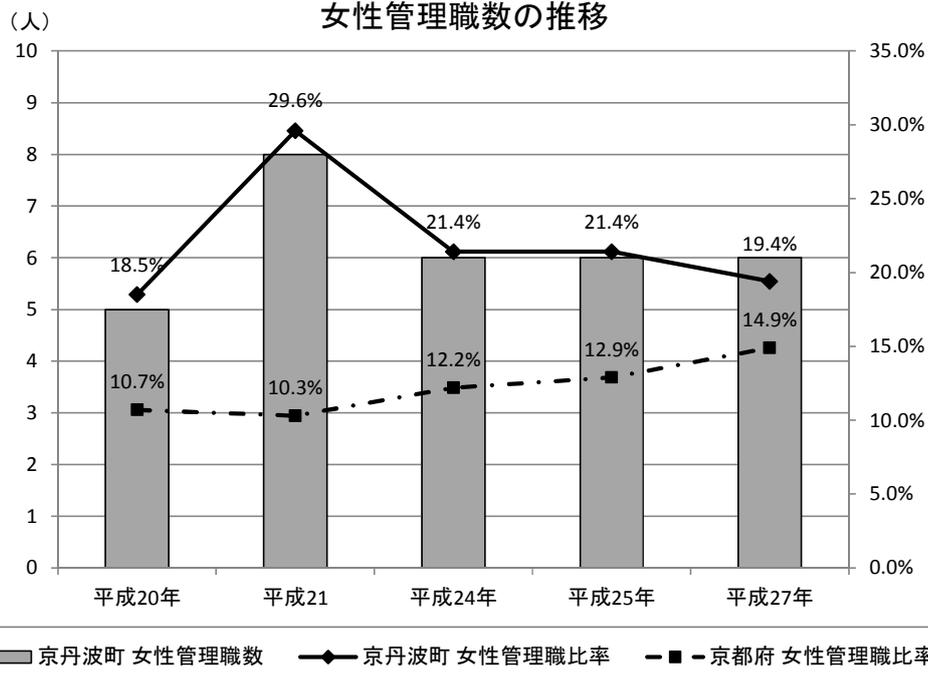
(国勢調査結果より算出)

* 平成12年の数値は、合併前の丹波町、瑞穂町、和知町の合計により算出

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
全国	14.9%	66.0%	72.4%	64.7%	64.0%	68.4%	72.2%	70.5%	61.8%	45.7%
京都府	16.2%	61.5%	74.3%	66.4%	63.9%	68.2%	71.3%	69.9%	60.7%	46.0%
京丹波町(平成22年)	13.6%	71.7%	80.9%	74.2%	79.0%	81.9%	82.3%	81.1%	71.6%	55.7%
旧3町(平成12年)	10.6%	77.1%	68.1%	64.1%	68.2%	78.0%	81.6%	77.1%	63.0%	45.8%

* 労働力率とは、15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

女性管理職数の推移



(地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

④現状における課題

平成 19 年に策定した「京丹波町男女共同参画計画」における各種施策の取り組み状況や、住民アンケート及びヒアリング調査などから、男女共同参画社会の実現に向けて求められている重点課題は以下の3点となります。

(1) 固定的性別役割分担意識*等の変革

世界経済フォーラムが毎年発表している経済、教育、保健、政治の各分野について、各国の社会進出における男女差を示す「ジェンダーギャップ指数（GGI）*」をみると、わが国は144カ国中111位となり（平成28年度）、先進国のなかで大きく出遅れています。

京丹波町においても、「男だから」「女だから」という社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー）による偏見や不平等、固定的性別役割分担意識が、家庭、地域、職場など様々な場面で根付いているとの意見が多くあがっています。これらは、家庭や地域など生まれ育った環境による影響が大きいことから、教育の場面などにおける早期からの理解促進や、話しあいの場の創出など意識変革のきっかけづくりが求められています。

(2) 子育て・介護に対するサポート体制の充実

女性の労働力率が増加する一方、家事や育児などの家庭的責任の多くは、現在も女性が担っている状況がうかがえます。働きたい女性が、仕事と家事や育児との二者択一を迫られることなく希望をかなえ、男女の活躍を一層促進するため、子育て・介護に対するサポート体制の充実が求められています。

(3) 男性の課題に対応した取り組みの推進

男女共同参画については、特に男性に向けた理解の促進が必要とされる一方、講演会などの啓発活動への男性の参加者が少ないなど、情報が届いてほしい人に届かないといった課題がみられます。講演会などの学習機会には、男性も参加しやすいよう工夫するなど、多くの人の目に届く広報・啓発活動の推進が求められます。

また、職場における男性の育児休業については、未だ周囲の理解が得にくい状況や、特に子育て世代の男性に長時間労働の傾向がみられることなどから、男性の家庭や地域活動への参加を促進するためにも、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みの推進が必要とされます。

